

岡山県土地改良事業測量作業規程

岡山県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付け国国地第160号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局が」とあるのは「岡山県が実施する土地改良事業において」と、同条第2項「農林水産省地方農政局の」とあるのは「岡山県が実施する土地改良事業において」と、それぞれ読み替えるものとする。

また、付録5（3）用地境界杭（境界標識）の規格（土地改良財産取扱規則抜粋）は適用しないものとする。

用地境界杭の規格

(農業土木専門工事共通仕様書 より抜粋)

第1編 第3章 第18節 用地境界杭工

3-18-2 境界杭

1. 受注者は、境界杭の選定に当たり、岡山県規格(12cm×12cm)で長さ100cmの鉄筋コンクリート杭を標準とする。
2. 受注者は、境界杭の設置に当たり、「岡山県」等の刻印が、官有地から読みとれるように杭の向きを定め、杭頭↑印先端を官有地側の用地境界線上に一致させなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に30cmから40cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
4. 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、監督員と協議しなければならない。

公共測量作業規程変更承認書

岡山県知事 殿

令和 6 年 4 月 2 日付け技第 12 号で変更申請のあった岡山県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 6 年 4 月 24 日

国土交通大臣